

防衛力の抜本的強化に関する有識者会議開催要綱

(趣旨)

第1 国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、自衛隊が能力を十分に発揮し、厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、宇宙・サイバー・電磁波の領域を含め、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要とされており、その機能を抜本的に強化するため、有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置することとされている。この方針を踏まえ、防衛力の抜本的強化を実現していくにあたり、各界を代表する有識者や専門家の方々から率直な意見を伺っていくことができる仕組みを構築することが適切であることから、防衛力の抜本的強化に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(討議事項等)

第2 会議は、防衛力の抜本的強化を実現するための課題について討議を行う。
2 会議は、総会において全般的な取組に係る重要事項を討議し、総会の下に部会を置き、部会において個々の施策に係る重要事項を討議する。

(構成等)

第3 総会及び部会の委員は、様々な専門知識を有する部外の学識経験者、政府における実務経験者等のうちから、それぞれ大臣官房長が委嘱する。

2 総会及び部会の構成は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 総会

- ア 総会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- イ 座長代理は、座長が指名する委員をもって充てる。
- ウ 座長代理は、座長を助け、座長が不在の場合、その職務を代理する。

(2) 部会

- ア 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- イ 部会長が不在の場合、部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

3 総会及び部会の委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

(関係部局の協力)

第4 座長及び部会長は、総会及び部会における討議のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係者の出席、資料の提供その他の協力を求めることができる。

2 関係部局は、前項の求めがあった場合には、これに応じ、協力するものとする。

(秘密を守る義務)

第5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公開等)

第6 会議は、非公開とする。ただし、会議の議事要旨については、原則として公表するものとする。

(庶務)

第7 会議の庶務は、大臣官房文書課及び防衛政策局防衛政策課の協力を得て大臣官房企画評価課において処理する。

(委任規定)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の議事の手続その他必要な事項は座長が、この要綱の実施に関し必要となる細部事項は大臣官房長が、それぞれ定める。